

救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領 新旧対照表

救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領（令和6年3月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び取り消し線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領</p> <p>1 趣旨 この要領は、救急救命士が行う気管挿管の講習及び実習について、鳥取県救急搬送高度化推進協議会運営要領第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 講習について</p> <p>(1) 講習受講対象者について 次の①又は②の条件を備えた者で各消防局から推薦された者。 ① 平成16年3月31日以前に救急救命士国家試験を受験し合格した者。 ② 大学、専修学校又は各種学校を卒業し、救急救命士国家試験を受験し合格した者で消防職員として採用され、救急救命士として1年以上の実務経験を積んだ者。（ただし、下記講習と同等な講習を修了した者は除く。）</p> <p>(2) 講習内容及び講習時間について 別表に定める内容を含む62時間（1時間は50分）以上のものであること。</p> <p>(3) 講習教員について ① 医師にあっては、日本麻酔科学会認定医以上の資格を有する医師、救急医学会専門医あるいは救急医療に精通した医師と同等以上の学識経験者が望ましい。 ② 救急救命士にあっては、指導救命士として認定された者とする。 ③ 講習を実施する施設は、①及び②の条件を備えた者の中から、講習指導者名簿を作成し調整運用を行う。</p> <p>(4) 講習実施施設 講習実施施設は、鳥取県消防学校及び鳥取大学医学部附属病院とする。</p> <p>(5) 講習修了証の発行について 適正な筆記試験及び実技試験を行い、その試験に合格した者について、鳥取県消防学校長が講習修了証（様式第1号）を発行する。 なお、講習修了証を発行した者の名簿を鳥取県救急搬送高度化推進協議会（以下「県MC協議会」という。）へ提出する。</p> <p>3 実習について</p> <p>(1) 対象者について ①、②又は③の条件を備えた者で、地区メディカルコントロール協議会（以下「地区MC協議会」という。）から推薦された者。 ① 上記2の講習を修了した者。 ② 消防大学校で上記1と同等な講習を修了した救急救命士。 ③ 新試験合格者（平成16年4月1日以降に救急救命士国家試験を受験し合格した者）で救急救命士として1年以上の実務経験を積んだ者。</p> <p>(2) 実習の手続きについて</p>	<p>救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領</p> <p>1 趣旨 この要領は、救急救命士が行う気管挿管の講習及び実習について、鳥取県救急搬送高度化推進協議会運営要領第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 講習について</p> <p>(1) 講習受講対象者について 次の①又は②の条件を備えた者で各消防局から推薦された者。 ① 平成16年3月31日以前に救急救命士国家試験を受験し合格した者。 ② 大学、専修学校又は各種学校を卒業し、救急救命士国家試験を受験し合格した者で消防職員として採用され、救急救命士として1年以上の実務経験を積んだ者。（ただし、下記講習と同等な講習を修了した者は除く。）</p> <p>(2) 講習内容及び講習時間について 別表に定める内容を含む62時間（1時間は50分）以上のものであること。</p> <p>(3) 講習教員について ① 医師にあっては、日本麻酔科学会認定医以上の資格を有する医師、救急医学会専門医あるいは救急医療に精通した医師と同等以上の学識経験者が望ましい。 ② 救急救命士にあっては、指導救命士として認定された者とする。 ③ 講習を実施する施設は、①及び②の条件を備えた者の中から、講習指導者名簿を作成し調整運用を行う。</p> <p>(4) 講習実施施設 講習実施施設は、鳥取県消防学校及び鳥取大学医学部附属病院とする。</p> <p>(5) 講習修了証の発行について 適正な筆記試験及び実技試験を行い、その試験に合格した者について、鳥取県消防学校長が講習修了証（様式第1号）を発行する。 なお、講習修了証を発行した者の名簿を鳥取県救急搬送高度化推進協議会（以下「県MC協議会」という。）へ提出する。</p> <p>3 実習について</p> <p>(1) 対象者について ①、②又は③の条件を備えた者で、地区メディカルコントロール協議会（以下「地区MC協議会」という。）から推薦された者。 ① 上記2の講習を修了した者。 ② 消防大学校で上記1と同等な講習を修了した救急救命士。 ③ 新試験合格者（平成16年4月1日以降に救急救命士国家試験を受験し合格した者）で救急救命士として1年以上の実務経験を積んだ者。</p> <p>(2) 実習の手続きについて</p>

改正後	改正前
<p>① 各地区的消防局長は、救急救命士挿管病院実習依頼書（参考書式1）、地区MC協議会長は気管挿管実習推薦書（参考書式2）を実習施設の病院長に提出すること。その際、講習修了証または卒業証書のコピーを添付すること。</p> <p>② 実習施設長は、気管挿管実習生受け入れ許可書（参考書式3）により実習生の受け入れを許可する。</p> <p>（3）実習内容について</p> <p>実習生1人につき気管挿管の成功症例（成功症例とは、患者に有害結果を与えることなく、2回以内の試行で気管挿管を完了したものをいう。）を30例以上実施させること。</p> <p>① 実習指導医は、実習までに実習希望救急救命士を伴い患者に実習内容について十分な説明を行い、救急救命士による気管挿管の説明・承諾書（参考書式4）により文書で同意を得ること。また、実習施設における案内（参考書式5）を行う。</p> <p>② 患者からの同意書の取り扱いとして、原本は実習施設のカルテに貼り付け、家族及び実習生は複写を保管すること。（複写式またはコピーでもよい）</p> <p>③ 気管挿管の試行は2回までとする。</p> <p>④ 救急救命士が行う実習は麻酔導入時マスクによる自発呼吸下酸素吸入、導入後のマスクによる人工呼吸から喉頭展開、気管挿管、管の固定、人工呼吸再開までを原則として行うこと。</p> <p>（4）施設について</p> <p>① 施設基準</p> <p>施設基準については、当面の間、次の3つの条件を満たし、地区MC協議会が選定し、県MC協議会が適当と認めた施設を原則とする。</p> <p>ア あらかじめ実習受け入れの施設長が実習受け入れを了承していること。</p> <p>イ 年間300例以上の全身麻酔症例があること。</p> <p>ウ 実習指導医の配備基準について次の基準を満たすこと。</p> <p>原則として、日本麻酔科学会認定専門医が勤務していること。ただし、麻酔科標榜医として10年以上の経験があり、地区MC協議会が適当と認めた医師が勤務している場合も認めることとする。</p> <p>② 施設及び実習指導医の認定</p> <p>実習受け入れに関する理解や実習指導医の配備状況をふまえ、実習施設及び実習指導医を別記1のとおりとする。</p> <p>（5）実習の記録等について</p> <p>実習生は実習内容について、自ら気管挿管実習患者別記録票（様式第2号）に記録し、その内容については実習指導医の確認を得ること。また、実習指導医は、診療録及び麻酔記録表等に実習の内容等について記録すること。</p> <p>（6）実習記録の保管について</p> <p>実習生が所属する機関は、実習の記録を保管すること。なお、保管の期間は5年と</p>	<p>① 各地区的消防局長は、救急救命士挿管病院実習依頼書（参考書式1）、地区MC協議会長は気管挿管実習推薦書（参考書式2）を実習施設の病院長に提出すること。その際、講習修了証または卒業証書のコピーを添付すること。</p> <p>② 実習施設長は、気管挿管実習生受け入れ許可書（参考書式3）により実習生の受け入れを許可する。</p> <p>（3）実習内容について</p> <p>実習生1人につき気管挿管の成功症例（成功症例とは、患者に有害結果を与えることなく、2回以内の試行で気管挿管を完了したものをいう。）を30例以上実施させること。</p> <p>① 実習指導医は、実習までに実習希望救急救命士を伴い患者に実習内容について十分な説明を行い、救急救命士による気管挿管の説明・承諾書（参考書式4）により文書で同意を得ること。また、実習施設における案内（参考書式5）を行う。</p> <p>② 患者からの同意書の取り扱いとして、原本は実習施設のカルテに貼り付け、家族及び実習生は複写を保管すること。（複写式またはコピーでもよい）</p> <p>③ 気管挿管の試行は2回までとする。</p> <p>④ 救急救命士が行う実習は麻酔導入時マスクによる自発呼吸下酸素吸入、導入後のマスクによる人工呼吸から喉頭展開、気管挿管、管の固定、人工呼吸再開までを原則として行うこと。</p> <p>（4）施設について</p> <p>① 施設基準</p> <p>施設基準については、当面の間、次の3つの条件を満たし、地区MC協議会が選定し、県MC協議会が適当と認めた施設を原則とする。</p> <p>ア あらかじめ実習受け入れの施設長が実習受け入れを了承していること。</p> <p>イ 年間300例以上の全身麻酔症例があること。</p> <p>ウ 実習指導医の配備基準について次の基準を満たすこと。</p> <p>原則として、日本麻酔科学会認定専門医が勤務していること。ただし、麻酔科標榜医として10年以上の経験があり、地区MC協議会が適当と認めた医師が勤務している場合も認めることとする。</p> <p>② 施設及び実習指導医の認定</p> <p>実習受け入れに関する理解や実習指導医の配備状況をふまえ、実習施設及び実習指導医を別記1のとおりとする。</p> <p>（5）実習の記録等について</p> <p>実習生は実習内容について、自ら気管挿管実習患者別記録票（様式第2号）に記録し、その内容については実習指導医の確認を得ること。また、実習指導医は、診療録及び麻酔記録表等に実習の内容等について記録すること。</p> <p>（6）実習記録の保管について</p> <p>実習生が所属する機関は、実習の記録を保管すること。なお、保管の期間は5年と</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(7) 事故発生時の責任について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指導内容及び指導態度等に起因する注意義務違反については、指導医の責任とする。 ② 実施に伴う事故の責任は、実施者にあるものとする。 ③ 事故が発生した場合、施設長と消防局長は速やかに協議を行う。 <p>(8) 実習の中止、中止について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実習を開始した後も、当該救急救命士に気管挿管を行わせることは不適切であると実習指導医及び施設長が判断した場合は実習を中断または中止することができるものであること。 ② 上記の中止または中止の判断が実習施設であった場合は速やかに実習生が所属する消防局と協議すること。 ③ 一度実習が中止された場合で、再度実習を行う場合は、新規として取り扱うこと。 <p>(9) 実習修了証明書の発行について</p> <p>実習受け入れ施設において、成功症例を経験した者について、施設の長が、実習修了証明書（参考書式6）を発行すること。</p> <p>(10) 契約について</p> <p>各消防局と実習受け入れ施設において契約すること。</p>	<p>する。</p> <p>(7) 事故発生時の責任について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指導内容及び指導態度等に起因する注意義務違反については、指導医の責任とする。 ② 実施に伴う事故の責任は、実施者にあるものとする。 ③ 事故が発生した場合、施設長と消防局長は速やかに協議を行う。 <p>(8) 実習の中止、中止について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実習を開始した後も、当該救急救命士に気管挿管を行わせることは不適切であると実習指導医及び施設長が判断した場合は実習を中断または中止することができるものであること。 ② 上記の中止または中止の判断が実習施設であった場合は速やかに実習生が所属する消防局と協議すること。 ③ 一度実習が中止された場合で、再度実習を行う場合は、新規として取り扱うこと。 <p>(9) 実習修了証明書の発行について</p> <p>実習受け入れ施設において、成功症例を経験した者について、施設の長が、実習修了証明書（参考書式6）を発行すること。</p> <p>(10) 契約について</p> <p>各消防局と実習受け入れ施設において契約すること。</p>

4 実習及び講習修了者の認定及び登録について

- (1) 認定手続きについて
- 消防局長は、実習修了証明書（他県の医療機関から発行されたものも含む。）のコピー及び挿管実習報告書（様式第3号）又は様式第3号に代わる気管挿管の実習実績を証明するもののコピーを添えて県MC協議会会長に提出すること。

- (2) 実習修了認定証の交付について
- 県MC協議会会長は、実習修了証明書を受けた救急救命士に対して気管挿管資格認定証（様式第4号）を交付する。

- (3) 名簿の作成と管理について
- 県MC協議会庶務担当機関（危機管理部消防防災課）は、講習修了者、新試験合格者、実習修了証明書及び気管挿管資格認定証を受けた救急救命士を登録するため名簿の作成及び管理を行う。なお、名簿を各地区MC協議会長に通知する。

5 再教育について

- ① 3年ごとに再教育を行うこと。
- ② 救急救命士は、病院における気管挿管の再実習等も含め適切な再教育を受けなければならない。
- ③ 再教育が適切に行われない場合等については、各地区MC協議会は当該救急救命

4 実習及び講習修了者の認定及び登録について

- (1) 認定手続きについて
- 消防局長は、実習修了証明書のコピー及び気管挿管実習報告書（様式第3号）のコピーを添えて県MC協議会会長に提出すること。

- (2) 実習修了認定証の交付について
- 県MC協議会会長は、実習修了証明書を受けた救急救命士に対して気管挿管資格認定証（様式第4号）を交付する。

- (3) 名簿の作成と管理について
- 県MC協議会庶務担当機関（危機管理部消防防災課）は、講習修了者、新試験合格者、実習修了証明書及び気管挿管資格認定証を受けた救急救命士を登録するため名簿の作成及び管理を行う。なお、名簿を各地区MC協議会長に通知する。

5 再教育について

- ① 3年ごとに再教育を行うこと。
- ② 救急救命士は、病院における気管挿管の再実習等も含め適切な再教育を受けなければならない。
- ③ 再教育が適切に行われない場合等については、各地区MC協議会は当該救急救命士の気管挿管施行の中止等についても検討する。

改正後	改正前
<p>士の気管挿管施行の中止等についても検討する。</p> <p>6 その他 この要領は、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年6月17日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成22年4月28日から施行する。 (経過措置) 2 この要領の施行の際に現にこの要領による改正前の要領3(2)の規定により交付された認定証は、要領5(3)の規定により交付された認定証とみなす。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年2月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和6年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要領は、令和7年 月 日から施行する。</u></p>	<p>6 その他 この要領は、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年6月17日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成22年4月28日から施行する。 (経過措置) 2 この要領の施行の際に現にこの要領による改正前の要領3(2)の規定により交付された認定証は、要領5(3)の規定により交付された認定証とみなす。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年2月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和6年3月1日から施行する。</p>

別記1

実習施設及び実習指導医

地区	施設名	実習指導医名
東部	鳥取県立中央病院	麻酔科部長 坂本 成司
	鳥取市立病院	<u>診療部長 横口 智康</u>
	鳥取赤十字病院	第二麻酔科部長 坪倉 秀幸
	鳥取生協病院	病院長 皆木 真一
中部	鳥取県立厚生病院	医長 藤井 勇雄
	野島病院	病院長 山本 敏雄
西部	鳥取大学医学部附属病院	ペインクリニック外科診療科長 大槻 明広
	山陰労災病院	<u>麻酔科部長 上田 真由美</u>

地区	施設名	実習指導医名
東部	鳥取県立中央病院	麻酔科部長 坂本 成司
	鳥取市立病院	副院長 浅雄 保宏
	鳥取赤十字病院	第二麻酔科部長 坪倉 秀幸
	鳥取生協病院	病院長 皆木 真一
中部	鳥取県立厚生病院	医長 藤井 勇雄
	野島病院	病院長 山本 敏雄
西部	鳥取大学医学部附属病院	ペインクリニック外科診療科長 大槻 明広
	山陰労災病院	麻酔科部長 内藤 威